

青森県オンライン電子納品試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、青森県県土整備部が発注する工事及び業務委託において電子納品されたデータの円滑な運用及び成果品取りまとめの省力化を目的として、受注者がインターネット上で電子成果品を登録することで納品を行う運用（以下「オンライン電子納品」という。）の試行について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本要領における用語の定義は以下のとおりとする。

- （1）オンライン電子納品
電子成果品をインターネットで納品することをいう。
- （2）オンライン電子納品システム
オンライン電子納品機能と保管管理機能を備えたシステムのことをいう。

（対象）

第3条 オンライン電子納品は、青森県電子納品運用ガイドラインに定める電子納品対象工事及び業務委託のうち、別紙1に記載の事業における工事及び業務委託（用地補償業務委託を除く）を対象とするが、別紙1に記載がない事業においても、オンライン電子納品の実施を妨げないものとする。

ただし、工事及び業務委託の特性上、オンライン電子納品の実施が適当でないと発注者が判断したものについては、従前の CD-R 等での納品のみを行うこととし、対象外とすることができる。

（成果品）

第4条 オンライン電子納品を実施する場合の工事及び業務委託における成果品は、オンライン電子納品を標準とし、試行期間中はこれまでと同様にCD-R や紙媒体の提出も行うものとする。

（実施手続）

第5条 対象工事及び業務委託は、特記仕様書にオンライン電子納品の対象である旨を明示する。

（利用システム）

第6条 オンライン電子納品は、（一社）社会基盤情報流通推進協議会の運営するシステム「My City Construction」（以下「オンライン電子納品システム」という。）により実施する。

参 考 URL : <https://mycityconstruction.jp>

（手順）

第7条 オンライン電子納品は、以下の手順により実施する。

- （1）事前協議
電子納品事前協議チェックシートにおいてオンライン電子納品の対象とする。
- （2）ユーザ登録
受注者は、過去にオンライン電子納品システムの利用実績がない場合、オンライン電子納品システムのユーザ登録を行う。利用実績がある場合には、作成済みのアカウントを利用する。
- （3）成果品登録
受注者は、青森県電子納品チェッカーを用いてチェックを行ったうえで、電子成果品の登録作業を行い、発注者の承認を受けること。
- （4）登録内容確認
発注者は、登録された成果品を確認し、承認作業を行う。登録された成果品に不備がある場合は、差戻しを行い、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

(5) 登録確認書類

受注者は、オンライン電子納品の電子成果登録証明書を完成届と共に発注者に提出する。

(6) 検査

検査は、従前のCD-R等で納品された成果品により行う。

(7) 成果品の修正

成果品の修正が必要となった場合、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

(システム登録時の留意事項)

第8条 電子成果品は、青森県電子納品運用ガイドラインに基づき作成するものとするが、以下に留意すること。

(1) 工事及び業務委託名称

工事及び業務委託の番号・名称を記入する。また、永年保存する重要構造物等にかかわる工事及び業務委託の場合は、工事及び業務委託の名称の後に、「【永年】」と追記する。

なお、永年保存の判断は発注者が行うものとし、発注者は関係事業課に確認すること。

(例：令和○年度 ○第○○号一般県道○○線道路改良工事(○○橋上部工)【永年】)

(2) フォルダ構成

ルート直下を電子納品のフォルダ構成とする。ディスク毎に分割されたフォルダ構成としないこと。

(システム上におけるデータの取扱い)

第9条 オンライン電子納品システム上における電子成果品の取扱い(同システム上の設定)は、原則「非公開」とする。

(オンライン電子納品に係る費用)

第10条 オンライン電子納品に係る費用は、下記のとおりとする。

(1) 工事：「共通仮設費(技術管理費)」に含まれる。

(2) 業務委託：「諸経費」等に含まれる。

附則

この試行要領は、令和8年10月1日以降に公告又は指名通知となる工事及び業務委託から適用する。

ただし、これ以前に公告又は指名通知された工事及び業務委託における適用を妨げない。

オンライン電子納品の試行対象事業

[illegible]